

長 建 産 発 第 7 3 号  
令 和 3 年 1 月 1 3 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

一級建築士の免許の申請の「実務経歴証明書」の円滑な発出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号。以下「改正法」という。）が令和2年3月1日から施行されており、改正法では、建築士試験を受験する際の要件となっていた実務の経験について、免許登録の際の要件としております。また、免許の申請に必要な書類として、実務の経験を記載した書類（以下「実務経歴書」という。）及び使用者等が当該実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（以下「実務経歴証明書」という。）の提出を求めることとしております。

今般、一級建築士試験「設計製図の試験」の合格者が決定し、今後改正法に基づき当該合格者が免許の申請を行うこととなります。

つきましては、「実務経歴証明書」の発行について、下記の通り円滑な対応をお願いする旨、全国建産連を通じ国土交通省住宅局建築指導課長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

#### 記

一級建築士の免許の申請に必要な「実務経歴証明書」は、一級建築士試験の合格者から建築実務を行った建築士事務所等の勤務先（過去所属していたものを含む。以下同じ。）に対し発行を求める必要があります。

今後、一級建築士試験の合格者から、各勤務先へ証明書の発行の依頼が想定されますので、証明書の発行に円滑に対応いただきますようお願いいたします。また、そのためにも今後関係する資料等の保存についてもご留意いただきますようお願いいたします。

また、二級建築士試験及び木造建築士試験についても、同様の対応をお願いいたします。